

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年4月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第7号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第10条の表(31の3)中「附則第16条第13項」を「附則第15条の9第6項若しくは第11項」に改める。

様式第31号の3-3中「地方税法附則第16条第13項の規定による」を「住宅等の居住安全改修工事に伴う」に改め、同様式3注以外の部分中「地方税法附則第16条第13項の規定により」を削り、同様式に次のように加える。

4 固定資産税減額申告書（住宅等の熱損失防止改修工事に伴うもの）

固定資産税減額申告書

(あて先) 京都市 区長	年 月 日
申告者の住所（法人にあつては，事務所の所在地）	申告者の氏名（法人にあつては，名称及び代表者名） 電話 ー ④

下記の家屋に係る固定資産税について，京都市市税条例附則第8条第1項の規定による減額を受けたいので，申告します。

所在地	家屋番号	種類	呼び名，通称等
構造，床面積等			
建築年月日	年月日	改修工事完了年月日	年月日
改修工事費用	円		
申告の遅延理由			
添付書類			

注1 区分所有に係る家屋にあつては，専有部分の床面積及び工事費用を記入してください。

2 改修工事完了年月日から3月以内に申告することができなかつた場合は，その理由を記入してください。

3 この申告書に記載した事項についての事実を証する書類を添付してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(理財局税務部主税課)